

第 2 2 回 軽米町 議会 定例会

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 (月)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の平成 3 0 年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の平成 3 0 年度教育行政方針演述
- 日程第 5 議案第 1 号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 8 議案第 4 号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 号 軽米町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 7 号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 8 号 地区センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 9 号 軽米町監査委員条例
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度軽米町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度軽米町一般会計予算
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度軽米町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度軽米町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度軽米町水道事業会計予算

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	吉岡靖君
税務会計課	長	小笠原亨君
町民生活課	長	川島康夫君
健康福祉課	長	於本一則君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	川原木純二君
農業委員会	会長	西舘徳松君
監査委員	員	竹下光雄君
教育次	長	佐々木久君
農業委員会事務局	長	高田和己君
選挙管理委員会事務局	長	吉岡靖君
健康ふれあいセンター	所長	堀米豊樹君
水道事業所	所長	川原木純二君
再生可能エネルギー推進室	長	平俊彦君
総務課	担当主幹	梅木勝彦君
税務会計課	担当主幹	戸田沢光彦君
町民生活課	担当主幹	福田浩司君
健康福祉課	担当主幹	坂下浩志君
健康福祉課	担当主幹	大西昇君
産業振興課	担当主幹	小林浩君

産業振興課担当主幹
地域整備課担当主幹
教育委員会事務局担当主幹

松山 篤 君
江刺家 雅 弘 君
大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長 補 佐
議 会 事 務 局 主 査

佐 藤 暢 芳 君
小 林 千 鶴 子 君
鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） ただいまから第22回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に町長から2月26日付で議案20件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、古舘機智男君、田村せつ君、山本幸男君、茶屋隆君、中里宜博君の6名であります。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、平成29年11月分から平成30年1月分までに係る現金出納検査結果及び平成29年度定期監査結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月19日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月9日までの12日間とし、議案第1号から議案第20号までの20件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の平成30年度施政方針演述と教育長の平成30年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

質問される議員は、本日午後5時までに通告をお願いいたします。

次に、本日までに受理した請願陳情1件については、お手元に配付した請願陳情のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において5番、上山勝志君、6番、舘坂久人君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月9日までの12日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月9日までの12日間に決定しました。

◎町長の平成30年度施政方針演述

○議長（松浦 求君） 日程第3、町長の平成30年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 平成30年3月定例会の開催に当たりまして、町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国の平成30年度の予算編成方針におきましては、3本の矢を柱とする、いわゆるアベノミクスの推進により、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあるとする一方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に係る懸念から、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に「新・三本の矢」に沿った施策を推進するとし、過去最大規模の98兆円弱の予算案を編成しております。

地方財政計画におきましても、前年度を上回る水準を確保するとしておりますが、地方交付税については、税収の増等を理由に前年度から2.0%の減と、地方におきましては、引き続き厳しい財政状況が見通される中で、簡素で効率的な行財政システム構築等により、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要とされているところです。

さて、私は、平成27年1月に4期目の町政を負託いただいて以降、「百人委員会の設置による町民参加の町づくり」と「農林畜産業の活性化推進」、「保健医療福祉、少子化対策の推進」等、7項目を重点施策として取り組み、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、百人委員会の設置を初め、旧笹渡小中学校校舎へ

の植物工場の誘致、鶏ふんバイオマス発電とメガソーラー施設の誘致、18歳までの医療費の無料化、かるまい交流駅（仮称）の事業推進等進めてきたところであり
ます。

平成30年は、4期目の最終年となっており、その重点施策の充実強化、着実な
事業展開を初め、機構改革のメリットが十分に生かされるよう、担当課長制の導入
による事務事業のスピードアップや各課横断的な政策機能の向上を図りながら、新
軽米町総合発展計画の後期計画と位置づける「軽米町人口ビジョン・総合戦略」に
掲げる諸事業の推進、後年度に予定するハード事業に向けた準備をしっかりと進め、
町の将来像であります「豊かな自然の恵みと彩り、歴史と食文化の薫るにぎわいの
まち」の創造に向け、積極的な町づくりに取り組んでまいります。

以上を踏まえ、平成30年度の予算編成に当たりましては、歳入では、町税収入
の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、ふるさと納税等、自主財源の確保に努
めるとともに、歳出では、費用対効果の検証による事務事業の見直しや優先的
事業への重点配分など、歳入に見合う歳出の抑制を基本とした健全財政の取
り組みを強化しつつ、身近な社会資本の整備、地域福祉の向上及び学校教育環境
の充実などを果たすべく、予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算総額は、29年度予算と比較して1.5%減の62
億2,500万円としたところであります。

財源的には、歳入の確保と歳出の抑制を基本に編成したものの、最終的に3億
円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただきましたが、今
後の財政運用に当たっては、厳しい財政状況を直視し、創意工夫により一層効
率的な予算執行に努めてまいります。

平成30年度の主要施策について申し上げます。

自助・共助・公助の視点から町政の課題や解決策を話し合っただき、行政と
住民それぞれの役割を確認しながら、連携した町づくりを進めていくことを目的
とした百人委員会につきましては、30年度は2期目最終年となり、提言を取りま
とめていただくこととしております。提言に対しましては、1期目からの課題等
も含め、協働参画の町づくりの視点から、その課題解決に取り組んでまいり
ます。

再生可能エネルギー事業につきましては、山内地区の「軽米西ソーラー」及び
「軽米東ソーラー」では、31年中の稼働に向け、ソーラーパネルの設置など、
設備工事が進められる予定となっております。

また、米田地区の「軽米・尊坊太陽光発電所」は、住民説明会を経て、本年5
月半ばごろには事業者による起工式を行い、本格着工の予定となっております。
高家地区のメガソーラー施設につきましても、本年3月中の県との林地開発上の
事前協議開始を目指しているところであります。

また、廃校舎を利用した植物工場の誘致に続き、大規模園芸施設を誘致すべく、現在、事業用地の選定を初めとする事業者等との協議を進めております。

かるまい交流駅（仮称）整備事業につきましては、31年度の一部工事の着手に向けて詳細設計業務を行うこととしております。町民の皆様への説明責任を果たしながら、長く愛され、活用いただける施設となるよう取り組んでまいります。

火葬場につきましては、31年度の着工に向けて、本年は火葬場整備事業調査測量設計業務を進めてまいります。無煙・無臭・無公害を条件とするとともに、場内の緑地化等、環境との調和を図り、故人をしのび、人生終えんの儀式にふさわしい火葬場の整備を目指しております。

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましては、31年度内の完成を目指し、詳細設計業務を実施することとなっております。町といたしましても、事業費に対する補助のほか、同協議会と事業推進部会を構成するなど、人的支援体制も整えて支援していくこととしております。

29年度から萩田地区において実施しております公営住宅整備事業につきましては、引き続き造成工事を進めながら、6戸の建築工事に着手する予定としております。

国民健康保険事業の運営につきましては、本年4月から県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を担う国保制度改革がスタートします。

今後、県が市町村ごとに事業納付金を算定し、市町村は国保税を賦課徴収し県へ納付することとなり、1月に県から提示された事業納付金の額と標準税率に基づき、予算編成を行ったところでございます。

30年度予算におきましては、岩手県国保運営方針に沿って、一般会計からの法定外繰り入れを行わず、また、保険税率の改定は行わないこととしておりますが、社会保険適用の拡大等により稼働世代である被保険者数の減少に伴う税収の減少や、高齢化等による医療費の自然増などで、非常に厳しい財政状況となっております。

また、増加する医療費の抑制を図るため、保険者努力支援制度が本格実施され、特定健診実施率、糖尿病等の重症化予防の取り組みなど、保険者としての努力が数値化され、交付金に反映されることになっていることから、これまで以上にきめ細やかな保健事業を実施するとともに、今後は、医療費の状況が県への納付金算定の基礎となることから、現在の医療費水準を維持し、さらなる医療費の適正化に努め、町民への負担が大きくなるよう引き続き努めてまいります。

以下、平成30年度の事業につきまして、新軽米町総合発展計画の7項目の基本計画に基づき申し上げます。

最初に、「豊かな自然と美しい景観の町づくり」について申し上げます。

花いっぱい運動推進事業について申し上げます。

花の美しさは、心に安らぎを与え、豊かな人間形成に大きな役割を果たします。「花いっぱいコンクール」と「チューリップ植栽事業」等、学校や地域団体等の協力をいただきながら、これまで以上に参加を呼びかけ、ふれあいと地域づくりの輪を広げ、「花と緑に包まれた町」の創造に努めてまいります。

環境衛生について申し上げます。

清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加で町内全域にわたり、道路河川等の清掃を行う「クリーンアップデー事業」は、継続実施してまいります。

生ごみ処理事業につきましては、家庭用生ごみ処理機とコンポスト購入費補助事業を継続するほか、29年度から導入いたしました発酵促進剤を利用した町独自の消滅型の生ごみ処理業務における機能の改善に取り組み、減量化を図ってまいります。

次に、「高齢者もいきいき暮らす町づくり」について申し上げます。

後期高齢者医療事業について申し上げます。

後期高齢者医療事業につきましては、制度の持続性を高めるとともに、世代間・世代内の負担の公平化を図るため、被保険者に一定の負担増加を求めようとする高額療養費と保険料の軽減特例措置の見直しが本年度から段階的に行われておりますが、町民の皆様には丁寧に周知・広報を行ってまいります。

また、被保険者の健康の保持増進のために予防・健康づくりの推進もますます重要なテーマとなっており、高齢者の特性を踏まえた生活習慣病の重症化対策等、効果的な保健事業を推進してまいります。

高齢者福祉対策について申し上げます。

本町の高齢化率は、平成30年1月末現在で37.5%となっていることから、町民が生涯元気で、生き生きと安心して暮らせる町づくりを目指し、高齢者の社会参加を含めた介護予防の取り組みや町独自の配食・見守り等の生活支援事業に取り組んでいるところでございます。さらに、在宅生活を支える医療や介護の連携、認知症の方々への支援の取り組み等、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

障がい者福祉対策について申し上げます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がい者ニーズに対応しながら、障がいのある人もない人も地域の中で支え合う町づくりを目指し、障がい者施策の計画的な推進を図るため、平成25年度から32年

度を計画期間とする軽米町障害者福祉計画を策定しております。また、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、平成30年度から32年度を計画期間とする第5期障がい福祉計画も策定しております。今後も、両計画の推進を図るとともに国や県の動向を踏まえ、障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や補装具等の給付とともに、相談支援体制の強化を図るなど、障がい者の皆様の支援に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

保健事業につきましては、脳卒中の予防と糖尿病重症化対策を目的とした第1期データヘルス計画に基づき、健康教育、栄養教育、減塩普及事業を実施してきたところであります。30年度におきましては、第1期計画の評価を行った上で、第2期データヘルス計画を策定し、国保データベースシステムを活用しながら、健康障害を引き起こす前に生活習慣の改善を働きかける生活習慣病予防から重症化予防まで、網羅的に進めてまいります。

母子保健事業につきましては、生まれてきた子供が元気に育つよう、妊産婦の心身の健康づくりと、安心して子育てできる支援を進めるため、生後4カ月まで全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続実施し、乳幼児健診、幼児教室とともに、新たに保険外診療となっている新生児聴覚検査への助成を行うなど、育児支援体制の一層の充実を図ってまいります。

また、不妊に悩む方が治療を受けた場合の経済的負担の軽減を図る事業として、特定不妊治療支援事業を継続して実施していくほか、32年度末までに設置することとされている「子育て世代包括支援センター」の構築を検討することとしております。

食育の推進につきましては、健全な食生活の実現を目指し、関係機関が連携、協力して取り組むため、食育推進計画について検討してまいります。

こころの健康づくり推進事業につきましては、昨今の社会情勢の変化から心身へのストレスも多くなっており、国を挙げての自殺対策の取り組みの一環として、自殺対策計画を策定する予定としております。

当町では自殺対策として、ゲートキーパー養成講座の開催や、傾聴ボランティアのフォローアップ研修、ふれあい共食事業や健康教室においても自殺予防講演会を実施するなど、町民それぞれに応じて対応できる体制を整備するとともに、全庁職員を挙げての取り組みとなるよう努めてまいります。

全町民が「丈夫に育ち」、「元気に働き」、「健やかに過ごす」町民が多く住む町を目指して、効率的に事業を推進してまいります。

次に、「子育て支援日本一の町づくり」について申し上げます。

医療費助成事業について申し上げます。

当町では、次代を担う子供たちが、いつでも安心して医療が受けられ、健やかに育てられる環境を確保するため、各種医療費助成を実施しているところであります。

未就学児と妊産婦に対しましては、28年8月から医療機関において県で定めた一定負担額のみ支払う「現物給付制度」が導入されたところでありますが、当町では、一定負担額についても町単独で助成し、窓口負担をゼロにすることで、受給者の負担軽減を図っております。今後、現物給付の対象年齢の拡大に県が率先して取り組むよう要望してまいります。

また、対象者を高校生までに拡大した児童生徒医療費助成につきましては、医療費申請件数、給付額とも、昨年度と比較しほぼ横ばいとなっており、制度の周知が図られた上で利用いただいているものと認識しておりますが、今後も事業の周知に努めてまいります。

子育て支援事業について申し上げます。

近年、少子化、核家族化の一層の進行や、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の増大など、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しております。

子育て世代は、社会を支えるかなめであり、進展する高齢化社会を支える世代でもあります。また、子供たちは、町に活気をもたらす存在であり、次代を担う本町の宝であり、未来であります。子供たちの誰もが将来に夢を持ち、健やかに成長できるよう、子育て家庭の支援や子育て家庭に対する育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」や、「軽米児童クラブ」の小軽米・晴山小学校児童の送迎事業、常設保育園での2人目以降の保育料原則無料化など、子育て支援の取り組みを継続してまいります。

また、保育園での一時預かり保育等につきましては、引き続き実施に向けて検討してまいります。

保育園等の状況について申し上げます。

保育園の入園申し込みにつきましては、軽米保育園110名、小軽米保育園32名、晴山保育園43名、笹渡保育園10名の申し込みとなっており、全員の入園を承諾することとしたところでございます。

野外保育、要支援児へのきめ細やかな対応などの、特色ある保育についても継続して取り組み、保育の質の向上を推進してまいります。

学校教育関係について申し上げます。

町内の児童生徒につきましては、学校統合から4年を経過し、融和も図られ、安心安全な教育環境のもとに、充実した学校生活を送られております。

新年度においても、引き続き町単独による学力向上支援員、特別支援員を全ての学校に配置するとともに、ICT機器の整備など教育環境の充実を図り、児童生徒

の学力向上と学習活動の支援に努めてまいります。

町では、他市町村に先駆けて学校給食費の一部を助成してまいりましたが、新年度は、補助率をアップすることにより子育て支援の充実を図ってまいります。

県立軽米高校につきましては、その充実と存続が町民の皆様の願いと受けとめており、引き続き入学者の確保を目指し、教育環境の整備や通学費の援助など、魅力ある軽米高校とするための支援を行ってまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めるため、新年度においても住民の主体的な学習活動を支援しながら、交響楽団演奏会の実施など、多様な学習機会を提供し、文化の薫る楽しい町づくりを進めてまいります。

また、少子高齢化が進む中で、受け継がれてきた地域のつながりが希薄化しないように、自治公民館等を中心とした世代間交流や高齢者のための交流活動を支援しながら、生きがいのある町づくりを進めてまいります。

体育振興につきましては、町民体育館の修繕工事等、スポーツ施設の整備を進めながら、各種スポーツへ参加する機会をふやし、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

中央公民館、町立図書館等の学習拠点施設につきましては、町民の皆様のご意見を十分に伺いながら、かるまい交流駅（仮称）整備事業との整合性を図りながら、施設整備を進めてまいります。

次に、「資源を活かした地域産業のまちづくり」について申し上げます。

最初に、水稲について申し上げます。

30年産の主食用米から、国からの生産数量目標の配分が廃止され、地域や農家の主体的な判断により、需要に応じた生産・販売が行われることとなります。今後は、県で設定した地域の生産目安を参考に、町として需要に応じた米生産を進めるとともに、水田を有効に活用した飼料用米等の転作作物の生産拡大を図るなど、引き続き農家所得の向上を図る取り組みを推進してまいります。

園芸振興等について申し上げます。

当町の重点品目であるハウレンソウ、花卉及び雑穀等につきましては、新技術の導入による生産性の向上及び担い手の確保・育成に努め、産地力の強化を図るため、引き続き生産者と関係機関等と一体となって推進してまいります。

また、当町の基幹産業である農業の中でも、葉たばこ・ホップの生産は、中心的な工芸作物として位置づけられており、今後も生産者の維持や担い手の確保、産業の活性化を推進するため、関係機関と一体となり安定生産と品質の向上を図ってまいります。

畜産振興について申し上げます。

和牛では、子牛価格が若干下がったものの、いまだ高値で推移するなど繁殖経営は全般に安定したものとなっておりますが、今後、新TPP（CPTPP）、2国間の通商交渉等の動きによっては、大きな影響が懸念されることから、経営体質の強化を図るため、飼養管理における低コスト化や担い手の育成、農家の規模拡大を推進するための施策に取り組んでまいります。

また、子牛価格の高騰により、肥育農家が苦しい経営を余儀なくされていることから、引き続き肥育素牛導入について支援してまいります。

中小家畜の振興につきましては、県下でも屈指の生産地帯であり、地域の経済に果たす役割も大きいことから、国及び県の価格保証制度への助成を継続し、中小家畜経営の維持と安定的発展を図ってまいります。

林業関係について申し上げます。

当町の約8割を占める山林資源を活用した林業・林産業等については、木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き軽米町森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用再生事業等を推進し、造林の推進・特用林産物の生産振興を図ってまいります。

また、31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境譲与税（仮称）が創設される予定で、31年度から市町村に配分される方針であることから、関係機関との連携を密にして森林整備に係る施策について検討する予定としております。

次に、日本型直接支払制度について申し上げます。

本年度は多面的機能支払交付金事業が16組織、中山間地域等直接支払交付金事業が31組織、環境保全型農業直接支払交付金事業が3組織活動しており、中山間地域の環境保全活動に引き続き支援を行ってまいります。

本町農業の維持発展に不可欠な農地の有効活用と、新規就農者の確保について申し上げます。

農地の有効活用については、農地中間管理事業を活用しながら、農地の借り入れ、貸し付けを推進し、担い手への農地の集積及び集約化を図っており、人・農地プランの検討会においても農地の活用に係る検討を進めながら、地域の農地が有効活用されるよう関係機関とともに推進してまいります。

新規就農者の確保については、農業次世代人材投資事業を活用しながら推進しており、現在3組の夫婦を含め10名が給付を受けております。

今後も地域や関係機関と情報共有しながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取り組みへの支援や、集落営農組織への取り組みを図りながら、担い手の確保に努めてまいります。

地域の中心的な交流施設としての、円子地区交流センターにつきましては、本年3月の完成予定で進められており、設置条例の一部改正に係る議案と指定管理者の指定に関する議案を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

商工業振興について申し上げます。

首都圏等、中央では景気が回復する一方、当地域の中小企業にとりましては、景気回復の実感が乏しく、中心商店街ではさまざまな取り組みが行われているものの、原材料の高騰や少子高齢化に伴う商店街の居住人口の減少、需要低迷や人手不足等による売り上げ不振、経営者の高齢化と後継者難により事業継承がスムーズに行われないなど、地域経済の障害となる問題が山積しております。

このような状況を踏まえ、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会と軽米中央商店会が実施する各種事業に対して財政的支援を行い、商工業の振興と地元中小企業の経営基盤の強化を図りながら、商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

中心商店街の活性化対策について申し上げます。

町内外での郊外型商業施設の出店等により、中心商店街における空き店舗の増加や町内購買力の低下が懸念される状況が続いていることから、商品券発行事業に賛同する全商工業者を対象に、町内で共通して使用できる「プレミアム付き町内共通商品券」の発行を行い、消費者の買い物の利便性の向上と購買流出の防止などを図るとともに、町内の経済を刺激し、消費喚起を図ることを目的として町内全域の個店を対象とする、「かるまいお買い物ラリー」に対する支援など、町内商店等の利用促進に努めるとともに、商店街の魅力の向上に努めてまいります。

地場産業の振興について申し上げます。

町商工会が中心となって進めている「かるまいブランド」は、現在、29品目が認証されているところでございます。軽米の「もの」にこだわり、確かな品質を保証し、「食の町かるまい」を県内外に発信するとともに、地場産品の特産品化と販路拡大事業を支援することにより、新たな農産物や特産品の掘り起こし、既存商品のブラッシュアップを図り、地場産業の振興に努めてまいります。

また、27年度から商工会で取り組んできた、「かるまいシリアルライフ開発事業」につきましては、本年度で終了となりましたが、本町のシリアルは、全国でもトップクラスの生産量を誇るとともに、健康志向が高まる中、無農薬での栽培により、安全志向のニーズに応じた高品質のシリアルの生産が可能となっているものの、他の生産地との差別化は進んでおらず、生産価格が低迷したままである課題も提起されているところでございます。シリアルの「仕方なく食べるしかなかった」という貧しいイメージを払拭し、「無農薬で・安全・高品質な軽米産のシリアル」としてのブランド構築のため、さまざまな機会を捉えた情報発信などの取り組みや、商

品開発によるラインナップの充実等、かるまいブランド認証品の製造業者や（株）町産業開発等と連携を図りながら、今後も継続して取り組んでまいります。

次に、「多様な交流が生まれるまちづくり」について申し上げます。

町観光協会が中心となり行っております「軽米秋まつり」の開催につきましては、実行委員会を組織して実施しておりますが、30年度におきましては、9月15日から17日までの3日間の日程で開催する計画としております。

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米で開催しております「森と水とチューリップフェスティバル」につきましては、5月の大型連休中の開花に向け、早咲きから遅咲きの珍しい品種の球根をそろえ、子供からお年寄りまで楽しめるイベントを企画し、「花のまち軽米」を積極的にPRしながら誘客の拡大を目指してまいります。

また、例年大好評のイベントとして認知されております、「食フェスタ in かるまい」につきましては、本町の農産物等の地域資源を活用した軽米ブランド認証商品の普及啓発を一層進めていくため、認証商品などの実演販売エリアの拡大を検討するほか、中心商店街のにぎわいや天候の影響を受けにくい施設での開催について協議を進めてまいります。

冬のにぎわいを創出するとともに町中心部の活性化を図ることを目的とした「かるまい冬灯り&ハイキュー・フォトロケーション」につきましては、地元町内会・各種団体・商店の皆様、若手職員等により実行委員会を組織し、協同運営のもと実施されております。本年度からは、イルミネーション飾りつけについて、町内の各種団体・個人参加等ボランティアの協力を得たところがございます。町防災センター周囲のイルミネーションの点灯は、「冬の風物詩」として定着しつつあると認識しているところであり、同時開催のフォトロケーションやコスプレ大会も含め、町内外から多くの方が訪れ大変好評を得ており、3年目となります本年度も、引き続き必要な支援をしてまいります。

また、漫画「ハイキュー!!」のファンの間では当町を聖地とし、国内にとどまらず、海外からも若い世代を中心に来町するファンが日常的に増加しております。交流人口の増加や国内外への町の魅力発信、移住・定住の観点から、30年度におきましても町づくり交流推進事業を展開することとしております。

在京軽米会創立30周年記念事業について申し上げます。

会員間と郷土軽米との情報交流などにより相互の発展を図ろうと、平成元年に発足した在京軽米会が30周年を迎えることとなっております。在京軽米会に対しましては、例年総会の開催等を支援しておりますが、30年度におきましては、軽米在住の町民の皆様との対話や郷土芸能等、ふるさとの文化に触れたいという会員の声から、30周年の節目に合った盛大なイベントとして開催したいとの要望を受け、町といたしましても、郷土芸能団体の出演や一部を助成して町民の皆様への参加を募

るなど、在京軽米会の一層の充実を図るため、その開催を支援したいと考えております。

次に、「豊かな暮らしを支えるまちづくり」について申し上げます。

道路整備事業について申し上げます。

町民の日常生活に密着した町道整備事業については、継続事業として町道参勤街道線、町道蛇口蜂ヶ塚線、町道赤石峠小玉川線、町道みどころばし竹谷袋線、町道軽米高家線等5路線の町道整備事業を実施することとしており、通学路等の安全対策として進めている町道下小路保育所線の歩道整備事業についても引き続き事業を進めてまいります。また、橋梁修繕・橋梁点検を実施し、町道・河川の適正な維持管理を図り、交通安全確保に努めてまいります。

防災対策につきましては、近年、局地的豪雨など、全国的に自然災害が多発する傾向にあることから、行政区や町内会等を単位とする自主防災組織の設立をより積極的に推進するとともに、各種訓練・研修会等を実施するなど、自助・共助の取り組みの充実強化を図ってまいります。

また、老朽化している屋外防災行政無線につきましては、28年度から複数年の計画で更新しておりますが、30年度におきまして全ての拡声子局を更新することとし、災害に関する情報等の提供が適切に行われる体制を確立してまいります。

交通安全対策事業について申し上げます。

安全で快適な交通社会の構築と人命尊重の理念のもと、交通事故の撲滅を目指し、交通安全対策運動を推進しているところでございますが、近年、高齢者がかかわる交通事故が多発していることから、75歳以上の高齢者を対象とした「高齢者運転免許自主返納支援事業」を本年度創設しております。30年度も引き続き実施し、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを進めてまいります。

当町におきましては、事故件数並びに傷者数、物損件数、飲酒運転の検挙者数は減少傾向となっておりますが、昨年11月、農耕車を運転中の事故が発生するなど、依然根絶に至らない状態にあり、農耕車用の夜光反射材の配布など、引き続き交通事故のない明るい地域社会を築けるよう、関係機関・団体等と連携を図りながら交通事故防止の啓発運動を推進してまいります。

消費者行政推進事業について申し上げます。

近年、悪質な契約や商法が広い世代の範囲で発生しており、二戸消費生活センターにおける相談員の活動は必要不可欠なものとなっております。

今後とも、二戸消費生活センターと連携し、被害防止を呼びかけるとともに、窓口対応の向上を図るなど、町民の皆様が安心した暮らしができるように努めてまいります。

住環境整備について申し上げます。

萩田地区における公営住宅整備事業のほか、既存の町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業につきましても継続して進めてまいります。

公共下水道事業について申し上げます。

町中心部の事業面積123ヘクタールについて、計画的に事業を推進しておりますが、30年度におきまして、事業計画を全体的に見直し、概成に向けた変更手続を行うこととしております。また、引き続き向川原地区の管路布設工事を進めるとともに、供用開始区域における下水道の普及促進に努め、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。

水道事業につきましては、昨年度末に水道事業経営変更認可を取得し、本年度から簡易水道事業を軽米町上水道事業に統合しております。引き続き「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標とし、水道施設の適切な維持管理等を行うとともに、老朽化した管路施設につきましては、計画的な更新に努めるなど、効率的な事業運営を目指してまいります。

公共交通対策につきましては、高齢者の皆様を初めとする交通弱者や高校生の通学手段等として運行されているところであり、町民バス・コミュニティバスの運行に当たりましては、今後とも交通業者や地域住民の皆様と知恵と工夫を出し合いながら、町民の皆様にとりまして、よりよい交通手段となるよう取り組んでまいります。

次に、「結いの精神のまちづくり」について申し上げます。

地域の自主的・主体的活動を支援することを目的とする「行政区活動交付金」と「地域活動支援事業費補助金」につきましては、本年度におきまして各行政区、町内会等がより利用しやすい制度となるよう見直し、自主防災組織の設立や事業経費などについても対象としたところですが、今後におきましてもPDCAにより、制度の充実を図ってまいります。

また、企業や地域づくり団体等の事業支援を目的とした「協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金」制度につきましても、本年度において補助要件の見直し等を行ったところではありますが、制度の周知を図り、より積極的に活用いただけるよう努めてまいります。

以上をもちまして政務の報告といたします。

今定例議会には、条例の一部または全部改正に関する議案9件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する議案1件、町有施設の指定管理に関する議案1件、一般会計ほか補正予算に関する議案3件、平成30年度一般会計当初予算ほか当初予算議案6件の合わせて20件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで施政方針演述が終わりました。

11時まで休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（松浦 求君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育長の平成30年度教育行政方針演述

○議長（松浦 求君） 日程第4、教育長の平成30年度教育行政方針演述を行います。教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、平成30年度の教育行政の主な施策について、所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興につきましては、議員各位を初め、学校、保護者、地域の方々など、多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と「協働参画による生涯学習のまちづくり」が進められてまいりましたことに深く感謝申し上げます。

平成29年度におきましては、軽米小学校と軽米中学校を会場に算数数学教育を主題とした「岩手県算数・数学研究大会」が全県規模で開催されました。子供たちの学力向上に向けた創造性を高める指導方法として、軽米町が先進的に導入しているICT機器の活用や中高連携による授業等が研究・発表され、高い評価をいただいたところです。

平成30年度におきましても、軽米の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習の町づくりをさらに発展させるため、国・県の動向を十分に踏まえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、教育行政のなお一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

なお、現在の軽米町教育振興基本計画は、平成25年度から5年間の計画であり、平成29年度が最終年度となっております。

平成30年度を初年度とする新しい計画は、今年度4回にわたり開催された「軽米町教育振興基本対策審議会」から答申いただいた新しい計画（案）について、現在パブリックコメントを募集しており、3月末の教育委員会において、決定することとしております。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

幼児教育の充実につきましては、子供たち一人一人の個性を伸ばしながら、学校

生活に向けた社会性を身につけるよう、創意ある教育活動を展開してまいります。また、近年の社会環境の変化に伴う保育ニーズに応えるため、預かり保育や相談活動の実施など、子育て支援の充実を図りながら、特色ある園づくりに努めてまいります。

学校教育の充実について申し上げます。

学力の向上につきましては、新しい学習指導要領にしっかりと対応しながら、知識及び技能を確実に習得させ、「わかる授業」の実現に向けて教職員研修による授業改善を進めます。

また、全ての学校に学力向上支援員を配置し、児童生徒の習熟度に応じた少人数指導を実施することにより、個に応じた、きめ細かな指導体制の充実を図ります。

毎年実施しているサマー・ウインター学習会の開催や中学生への実用英語検定・漢字能力検定の受検料の助成を継続して実施し、個々の生徒の学力の定着とスキルアップを図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、自分の住む地域社会や将来の職業を考える機会として、町内事業所の協力と指導をいただきながら、職場体験学習に取り組みます。

グローバル人材の育成につきましては、外国語教育の一層の充実を図り、国際理解教育の推進と海外派遣事業などを通して、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

情報教育の推進につきましては、先進的に整備を進めているICT機器を有効に活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を展開し、情報活用能力の育成に努めます。

また、メディアと適切にかかわる習慣を身につけさせるため、学校・家庭が連携した「ノーメディア週間」などの取り組みを進め、情報社会に生きる力を育ててまいります。

豊かな心を育む教育の推進について申し上げます。

道徳教育の充実につきましては、道徳の授業を特別の教科と位置づけ、子供の人間性、社会性を伸ばし、協調性、思いやりなど豊かな心を育む授業を展開します。

生徒指導の充実につきましては、児童生徒を取り巻く環境が複雑化する中、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、及び福祉関係機関等と連携を図りながら、子供の日常に寄り添った教育相談体制を確立してまいります。

いじめの防止につきましては、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施などにより、いじめを早期に発見し、学校全体で組織的に対応するよう一層職員の意識を高めてまいります。

健やかな体を育む教育の推進につきましては、規則正しい生活習慣や食生活を身につけることにより、みずからの健康を維持し、感染症予防、肥満予防など、健康

に暮らす知識と判断力の育成を図ってまいります。

学校給食につきましては、丈夫な体をつくる栄養管理と地産地消を取り入れた食育指導を推進するとともに、給食費に対する助成を実施し、子育て支援を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、就学支援委員会の開催により、関係機関の連携を図りながら、児童生徒のさまざまな障がいを早期に発見し、全ての学校に特別支援員を配置することにより、適切な教育支援を行ってまいります。

地域に開かれた学校づくりの推進につきましては、統合により学校が地域から遠い存在とならないように、学校通信などにより情報を積極的に発信するとともに、協働による教育課題解決のため学校と家庭と地域が連携した学校づくりを進めてまいります。

中高一貫教育につきましては、中高6年間を見通した学習指導により学力の向上を図るなど、より一層の充実に努めてまいります。

生徒数の減少が続く県立軽米高校につきましては、環境整備、図書整備費の助成、実用英語検定等の受検料の助成、給食費の助成などを実施し、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の充実につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、教員の授業力向上のための実践的な教員研修を実施し、「わかる授業づくり」と使命感を持った人材育成を進めてまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、町長を本部長とする生涯学習推進本部が中心となって、住民参加型の推進体制による「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。

具体的には、生涯学習カレンダーの全戸配布などにより、学習機会の情報提供に努め、住民のニーズを掘り起こしながら、各種講座の開催や自治公民館等を拠点とした地域の主体的学習活動を支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進について申し上げます。

今年度も国庫補助事業である学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用して、3つの教育支援事業を展開してまいります。

1つ目は、家庭教育の支援ですが、子供を持つ親を対象に、発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級を開催し、子育て支援に努めてまいります。

2つ目は、全ての小学校に放課後子ども教室を設置し、地域・住民との連携により放課後における子供の安全な居場所づくりを支援してまいります。

3つ目は、コーディネーターの配置により、学校行事を支援しながら、主に小・

中学校及び高等学校の学校図書館の運営をサポートし、学校図書の活用促進と充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、民泊を取り入れた音更町相互訪問研修やリーダー研修会など体験的な活動を通して、将来地域を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

また、基本的な生活習慣の向上と情報メディアへの対応など、地域の教育課題解決に向け、地域全体で子供たちを育む教育振興運動の取り組みを通して、主体的に学び意欲に満ちた青少年の育成に努めます。

生涯にわたる学習活動の支援につきましては、多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会の提供に努めるとともに、地域リーダーの活用を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が楽しく集える「第46期寿大学」や「共食事業」などを開催し、受講者が生きがいを持って健康的に暮らせるような事業展開を進めてまいります。

社会教育環境の整備充実について申し上げます。

中央公民館につきましては、町民の学習活動の拠点として、各種町民講座を開催するとともに、文化協会など活動団体が利用しやすいように施設を運営してまいります。

町立図書館の運営につきましては、引き続き蔵書の充実を図り、図書館協力会、ボランティアの皆様の協力をいただきながら、図書館ひろばやおはなしの会など本に親しむきっかけとなる催しを企画・開催し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

町の生涯学習の拠点となる施設の整備につきましては、町で進めている施設計画との調和を図りながら、整備を進めてまいります。

生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民誰もがスポーツに親しみ、健康づくりと体力向上を図れるよう、スポーツ施設、設備の充実と努めるとともに、町民体育祭やチャレンジデーなどの行事や各種団体が主催するスポーツ大会の開催支援を行ってまいります。

特にも昨年度は、町民体育祭に町内の小・中・高校生に参加をいただきにぎわいのある大会を開催することができました。今年度につきましても、参加団体の皆様のご意見を伺いながら充実した運営に努めてまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興につきましては、町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルの開催など、住民が主体となって行う文化活動の活性化を図りながら、交響楽団演奏会などすぐれた芸術文化を鑑賞する機会を提供し、町民の創作活動を支援してまいります。

文化遺産の保存と伝承につきましては、千本松遺跡の継続した発掘調査を進めるなど、いにしえからの宝である貴重な文化財を開発行為等によって失うことのないよう、計画的に調査発掘を実施し、記録保存に努めるとともに、地域に伝わる芸能や郷土資料の伝承活動を支援してまいります。

以上、平成30年度の教育行政の基本的な方向について、概略を申し述べさせていただきました。

軽米町教育委員会といたしましては、町民各位の深いご理解とご協力をいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで教育行政方針演述が終わりました。

◎議案第1号から議案第20号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第5、議案第1号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例から日程第24、議案第20号 平成30年度軽米町水道事業会計予算の合わせて20件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例から議案第3号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例と議案第9号 軽米町監査委員条例と議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてと議案第12号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第8号）と議案第15号 平成30年度軽米町一般会計予算の合わせて7件について、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 議案第1号から第3号、第9号、第10号、第12号及び第15号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の改正、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正、施行に合わせ、同条例の一部を改正するものであります。

主な改正点を申し上げますと、1点目は、第2条の用語の定義の改正で、電磁的記録の内容をより詳細にするとともに、個人識別符号が追加されたものでございます。また、これまで定義の中には示されていなかった思想、信条及び宗教等に関する情報を要配慮個人情報として明確に定義されることになったものでございます。

第16条の改正は、用語の定義の改正を受けたものであります。

2点目につきましては、個人情報保護条例の条項を引用している軽米町情報公開・個人情報保護審査会条例について、今回の改正によって引用する条項が移動することから、その影響を受ける部分について個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則において改正しようとするものでございます。

議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第2号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。本町の機構改革に伴い、担当課長制を導入することから、同条例中、給料の級別の基準職務が示されている別表3の表記について、「課長」を「総括課長」に、「担当主幹」を「担当課長」に、「次長」を「総括次長、担当次長」に改めるものでございます。

議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第3号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律は、事務権限の移譲等について、地方からの提案に基づいて関係する法律を整備するもので、今回の法律は第7次地方分権一括法と言われております。

第1条は、その法律施行に伴い、改正された地方自治法の改正に合わせ、軽米町分担金等の督促手数料及び延滞金条例中の字句を改めるものでございます。

第2条は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正を受け、軽米町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中、同法条項の引用部分を改正するものでございます。

議案第9号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第9号は、軽米町監査委員条例の全部を改正するものでございます。監査委員の事務局につきましては、地方自治法第200条第2項において、条例の定めるところにより事務局を置くことができると規定されておりますが、当町におきましてはこれまで事務局を置くことなく運用されてきたところでございます。今回機構改革による体制の見直しに伴い、監査委員事務局を条例において明確に位置づけるとともに、所要の規定を設けることとし、全部を改正するものでございます。

議案第10号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第10号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めるものでございます。現在平成25年度から今年度までを期間とする小玉川辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき、町道赤石峠小玉川線の改良舗装整備事業を実施しておりますが、同計画期間が本年度で終了することから、平成30年度から34年度を期間とする計画を定め、事業を継続しようとするものでございます。

計画内容につきましては、別紙をごらん願います。辺地を構成する字等は、大字

小軽米第12地割から第19地割までで、中心の位置は大字小軽米第15地割55番地1となっております。具体的な位置につきましては、添付の小玉川辺地位置図をご参照願います。主要施設からの距離等により算定される辺地度点数は132点で、基準の100点を上回っております。

整備を必要とする事情につきましては、計画書に記載のとおり、地域の皆様にとって重要な生活路線であるものの、狭隘で路面状況も悪く、交通安全上問題となっているものでございます。

また、5年間の事業費は1億1,000万円余りを見込み、うち1億1,000万円は辺地対策事業債の借り入れにより財源としようとするものでございます。

議案第12号の提案理由について申し上げます。議案第12号は、平成29年度軽米町一般会計補正予算（第8号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,076万3,000円とするものです。

また、繰越明許の補正として、第2表のとおり、屋敷青沢新畑線の小玉川橋等3つの橋梁に係る橋梁長寿命化修繕事業について、資材の調達が困難で、年度内の完了が見込めないことから、平成30年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

地方債の補正につきましては、平成29年の台風21号に係る災害復旧事業債を追加し、学校給食運搬車整備事業等に係る過疎対策事業債分の増額補正、臨時財政対策債の借り入れ限度額の決定に伴い、当初予算額との差額を増額補正しようとするものでございます。

議案第15号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第15号は、平成30年度一般会計予算であります。内容でございますが、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ62億2,500万円と定めるとともに、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書に記載のとおりとするものでございます。

議案第1号から第3号、第9号、第10号、第12号及び第15号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 議案第4号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例と議案第5号 軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例と議案第13号 平成29年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）と議案第16号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計予算と議案第19号 平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の合わせて5件について、町民生活課長、川島康夫君。

〔町民生活課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課長（川島康夫君） 議案第4号、議案第5号と議案第13号、議案第16号及び議案第19号について提案理由を説明いたします。

議案第4号は、軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。国民健康保険の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに国保の運営を担うこととする国民健康保険制度改革が行われることから、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、第2条中、「国民健康保険運営協議会」を「軽米町国民健康保険事業運営協議会」に改めるものです。

次に、議案第5号の提案理由を申し上げます。議案第5号は、軽米町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、第2条第1号中、「及び第4条の葬祭の給付」を削り、第3条に第5号を加え、国民健康保険の被保険者で、住所地特例の適用を受ける者が引き続き後期高齢者医療の被保険者となった場合は、当該住所地特例の適用を受けられるよう改正を行うものです。

議案第13号は、平成29年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,071万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,163万1,000円とするものでございます。

議案第16号は、平成30年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,500万円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

議案第19号は、平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,100万円と定め、一時借入金につきましては議案書記載のとおりです。

以上、議案第4号、議案第5号と議案第13号、議案第16号及び議案第19号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） それでは、引き続き議案第6号 軽米町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例と議案第14号 平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）と議案第18号 平成30年度軽米町介護保険特別会計予算の3件について、健康福祉課長、於本一則君。

〔健康福祉課長 於本一則君登壇〕

○健康福祉課長（於本一則君） 議案第6号、第14号及び第18号についての提案理由を申し上げます。

議案第6号は、軽米町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例でございます。内容は、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもので、介護保険法の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業が平成30年度から完全実施となることから、条例において業務等を定めようとするもので、使用料及び手数料につきましても所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第14号は、平成29年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,231万5,000円としようとするものです。

最後に、議案第18号は、平成30年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,660万円と定め、一時借入金の借り入れの最高額につきましても3,000万円と定めようとするものです。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） それでは次に、議案第7号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例と議案第8号 地区センター設置条例の一部を改正する条例と議案第11号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについての合わせて3件について、産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） それでは、議案第7号、議案第8号、議案第11号についてご説明申し上げます。

まず最初に、議案第7号についてご説明いたします。議案第7号は、生活改善センター設置条例の一部を改正する条例でございます。生活改善センター設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条の表中、「高家生活改善センター」、「円子生活改善センター」とあるものを「高家生活改善センター」に改めるものでございます。

提案理由は、円子生活改善センターを廃止しようとするものでございます。

なお、議案第7号の関係資料といたしまして、生活改善センター設置条例の新旧対照表を添付しております。

次に、議案第8号についてご説明いたします。議案第8号は、地区センター設置条例の一部を改正する条例でございます。地区センター設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条の表に次のように加える。円子地区交流センター、軽米町大字円子第5地割20番地、軽米町大字円子、蛇口。

第6条中、「許可された者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、同

条ただし書き中、「公共団体又は公益を目的とするもので指定管理者においてその必要があると認めた場合は、利用料を免除又は減額することができる。」を「別表に掲げる施設以外の施設の利用料は、利用者と指定管理者と協議のうえ定めるものとする。」に改め、同条に次の1項を加えるものとさせていただきます。2としまして、指定管理者は、公共団体又は公益を目的とし、かつ、その必要があると認めた場合は、利用料を免除又は減額することができる。

別表は、記載のとおりでございます。

提案理由は、円子地区交流センターを設置しようとするものとさせていただきます。

なお、議案第8号の関係資料といたしまして、地区センター設置条例の新旧対照表を添付しております。

次に、議案第11号についてご説明いたします。議案第11号は、地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。地区センターの管理運営について、次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものとさせていただきます。

施設の名称は円子地区交流センター、指定管理者の名称は円子地区交流センター運営協議会、所在地は軽米町大字円子第5地割20番地、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

提案理由は、地区センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものとさせていただきます。

議員各位のご賛同をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） それでは次に、説明を求めます。議案第17号 平成30年度軽米町下水道事業特別会計予算と議案第20号 平成30年度軽米町水道事業会計予算の2件について、地域整備課長兼水道事業所長、川原木純二君。

〔地域整備課長兼水道事業所長 川原木純二君登壇〕

○地域整備課長兼水道事業所長（川原木純二君） 議案第17号、議案第20号の提案理由について説明いたします。

議案第17号 平成30年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,910万円と定め、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものとさせていただきます。

議案第20号 平成30年度軽米町水道事業会計予算について説明いたします。第2条の業務の予定量は、給水戸数2,441戸、年間総給水量59万8,965立米、1日平均給水量は1,641立米、主な建設改良事業は老朽管更新事業とするものとさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入3億7,744万6,000円、

支出3億6,937万4,000円とし、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入6,618万9,000円、支出2億2,725万4,000円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入の額が支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

議案第17号、議案第20号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案20件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定ですが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案20件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、平成30年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案20件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

お知らせをいたします。この後、先ほど設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の選任のための特別委員会を議員控室ですぐ開きますので、ご参集をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

これで散会します。本日はご苦労さまでした。

(午前 11 時 43 分)